

別紙様式第3号(1)（第106条第3号関係）（平18農水令41・全改、平20農水令17・平21農水令13・平22農水令18・平23農水令10・平26農水令17・平28農水令5・平31農水令11・一部改正）

第 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(農業協同組合連合会名)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
預金		短期借入金	
系統預金		事業未払金	
系統外預金		購買未払金	
受取手形		販売未払金	
金銭の信託		倉庫未払金	
有価証券		○○未払金	
事業未収金		事業未精算債務	
購買未収金		購買仮受金	
販売未収金		購買前受金	
倉庫未収金		販売仮受金	
○○未収金		雑負債	
事業未精算債権		未払金	
購買立替金		未払法人税等	
購買前渡金		事業預り金	
販売立替金		受入保証金	
販売仮渡金		職員預り金	
棚卸資産		仮受金	
購買品		未払費用	
販売品		前受収益	
製品		リース債務	
原材料		資産除去債務	
仕掛品		賞与引当金	
貯蔵品		固定負債	
雜資産		長期金銭債務	
未収金		長期借入金	
立替金		長期未払金	
仮払金		リース債務	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したものの中、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。